

豊島税務署からのお知らせ

確定申告は自宅から！

次の **必要なもの** を用意すればマイナンバーカードとスマホ又はパソコンを利用して自宅から簡単にe-Taxによる確定申告ができます。

必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの2つのパスワード
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- スマートフォン
 - スマートフォン専用アプリ「マイナポータル」のインストールが必要です。
- 源泉徴収票などの確定申告書作成時に必要な書類

確定申告書等 作成コーナー

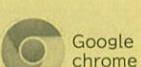
「作成コーナー」
で検索または
こちらから↓



推奨ブラウザ



Safari



Google
chrome

マイナポータル連携 でさらに便利に！

マイナポータル
連携の詳細は
こちらから↓



アプリ
「マイナポータル」



税理士による無料申告相談 ～無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期 間	会 場	所 在 地
令和8年 1月30日(金)～2月6日(金) (土、日及び祝日を除きます。)	豊島区役所 本庁舎1階 としまセンタースクエア	豊島区南池袋2-45-1
時 間	対 象 者 ^(注1)	事 前 申 込
午前9時30分から 午前11時30分まで 【相談は午前10時から】 午後1時00分から 午後3時30分まで 【事前申込をお願いします】	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者 ^(注2)	<ul style="list-style-type: none">○ 混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。○ オンラインによる事前申込は、令和8年1月9日(金)から可能となります。○ 税務署・会場等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。 詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。 <p>事前申込サイト</p> <div data-bbox="1325 1393 1484 1584"></div>
その 他		
<ul style="list-style-type: none">○ 持ち物は、裏面「確定申告会場の開設について」の「必要なもの」を参照してください。○ 申告書等の提出のみの場合は、豊島税務署に直接お持ちいただきか、郵送でご提出ください。○ 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。○ 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。		

(注)1 土地、建物及び株式などの売却についての申告・相談は対象とはなりません。

2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

確定申告会場の開設について

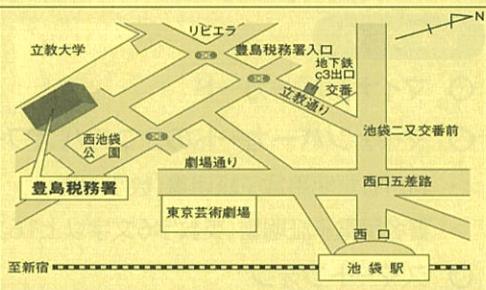
～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和8年 2月16日(月)～3月16日(月) (土、日及び祝日を除きます。) ※ただし、3月1日の日曜日は「ベルサール渋谷ファースト (渋谷区東1-2-20)」で開場します。	豊島税務署	豊島区 西池袋3-33-22	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時15分から
必要なもの		案内図	

- ① マイナンバーカード(下欄を参照し、有効期限切れや失効となっていないか確認をお願いします。)
- ② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。)
・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- ③ スマートフォン
- ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類



※ 来場前に、マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。



オンライン事前予約

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

- ※ 当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。
- ※ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。

オンライン事前予約はLINEから！

LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して予約してください。



友だち追加は
こちらから↑

1月5日(月)～2月13日(金)に税務署で相談を希望される方

事前予約が必要です。オンライン事前予約をご利用ください。当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。



マイナンバーカードの電子証明書の**有効期限切れや失効**にご注意ください！

有効期限

▶ 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです

失効

▶ 住民票の基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)の記載が修正された場合は、署名用電子証明書が失効している場合があります



JKI利用者ソフト



アプリはこちらから

iPhone



Android



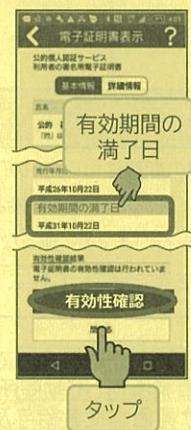
iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。
iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
Androidの名称は、Google LLCの商標又は登録商標です。



署名用電子証明書を選択



パスワードを入力



タップ

「有効期限切れ」「失効済み」の場合は、お住まいの市区町村で手続を行ってください。

※公的個人認証サービスセンターと通信を行うため時間が掛かることがあります

【問合せ先】 〒171-8521 豊島区西池袋3-33-22 Tel 03(3984)2171(代表) ※お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

(注)開設期間中、豊島税務署の駐車場は使用できませんので、お車でのご来署はご遠慮ください。